平成２８年（フ）第１３５号
三重県津市新家町890番地２
債務者　安達　和也
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０１号
大津市蓮池町14番30―117号
債務者　西浦　功浩
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
熊本県葦北郡芦北町大字女島1732番地
債務者　釜　　博幸
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３９２号
埼玉県所沢市若狭１丁目2929番地の１　プラシード204
債務者　河野　嘉之
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２９０号
大阪市都島区友渕町１丁目３番17―208号
債務者　川辺　武彦
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２号
岐阜県中津川市手賀野498番地の1280
債務者　安藤　敏郎
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３３３３号
大阪府枚方市磯島北町38番４号
債務者　中尾　孝司
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７９号
北海道北斗市飯生１丁目４番44号
債務者　工藤　詩織
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８３号
函館市高丘町３番１号　高丘寮
債務者　伊藤まよ子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
函館市湯川町３丁目４番１号
債務者　岡本志津子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２号
山形県尾花沢市大字丹生1808番地９
債務者　加藤　葉子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
山形市江南１丁目10番13号
債務者　大泉　直美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
山形市緑町２丁目14番15号　大山コーポラスＢ　203号、前住所山形県天童市一日町１丁目４番23号　フォーブルナカノ　203号
債務者　及川　潤一
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５２号
北九州市八幡西区浅川１丁目25番１―1203号
債務者　松尾　千春（旧姓塔崎）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０２号
愛知県岡崎市藪田１丁目10番地33　Ｈｏｕｓｅ　Ｃ．Ｒ．Ａ　Ｌ、前住所愛知県岡崎市赤渋町字下池20番地２
債務者　ゴメス　ジョセ　リカルド　デ　リマ　こと　ＤＥ　ＬＩＭＡ　ＧＯＭＥＳ　ＪＯＳＥ　ＲＩＣＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２２６号
大阪市城東区古市３丁目22番２―306号
債務者　田島　　満
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３６２号
大阪市淀川区三津屋南１丁目11番５号　メゾン永田　302号
債務者　木村　　敦
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部